

# 公益財団法人鹿児島県柔道会運営細則

(趣旨)

第1条 この法人の定款の目的達成のため、運営に必要な規則を定める。

(役員)

第2条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 (2) 副会長 若干名 (3) 専務理事 1名 (4) 常務理事(事務局長)  
(5) その他

(任務)

第3条

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。  
(3) 専務理事は、会長の指示により会務を掌理する。  
(4) 常務理事・理事は、専務理事を補佐し、会務を執行する。  
(5) その他 会長特命事項。

(組織)

第4条 本会の事業活動組織として、次の部を設置し、各部に責任者として会長の指名により部長を置く。各部長は定款第24条に定められた自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

総務部 審議部 事業部 強化部 教育普及部 事務部

2 定款第11条4に定める「評議員選定委員会」の運営については、次のとおりとする。

評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- (1) 評議員が任期中辞任及び退任したとき。  
評議員が任期中死亡、又は心身の故障のため、職務執行に支障が生じた場合。  
(2) 評議員選定委員会の構成は以下のとおりとする。

- 評議員 1名  
監事 1名  
事務局長 1名  
外部委員 2名

(地区)

第5条 この法人の事業活動組織として、地区を置く。

- (1) 地区に地区会長を置く。  
(2) 評議員は、会長が委嘱する。  
(3) 評議員は、地区の会務を統括する。  
(4) その他 会長(代表理事)特命事項

附 則 本規則は、定款の設立登記日から施行する。

附 則 本規則は、令和3年10月12日から施行する。

地 区	市 町 村	評議員数
鹿 児 島	鹿児島市・三島村・十島村	1 2
日 置	日置市・いちき串木野市	1
南 薩・指 宿	枕崎市・南さつま市・南九州市・指宿市	1
出水・阿久根	出水市・長島町・阿久根市	1
薩 摩 川 内	薩摩川内市・さつま町	1
始 良・伊 佐	始良市・霧島市・湧水町・伊佐市	1
曾 於	曾於市・志布志市・大崎町	1
肝 属	鹿屋市・垂水市・肝付町・東串良町・錦江町・南大隅町	1
熊 毛	西之表市・中種子町・南種子町・屋久島町	1
大 島	奄美市・龍郷町・大和村・宇検村・瀬戸内町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町	1
10地区		2 1